

愛西市自主防災組織マニュアル



愛西市
企画政策部 危機管理課

目 次

1. 自主防災組織の概要

1) 自主防災組織とは	• • • • • P 1
2) 日常の活動	• • • • • P 1
3) 災害発生時の活動	• • • • • P 3
4) 自主防災組織の一例	• • • • • P 4
5) 自主防災連合会とは	• • • • • P 5

2. 防災訓練の概要

• • • • • P 6

3. 自主防災組織育成補助金の概要

1) 目的	• • • • • P 7
2) 補助金を申請できる方	• • • • • P 7
3) 補助対象条件	• • • • • P 7
4) 対象となる事業	• • • • • P 8
5) 備品の管理について	• • • • • P 11
6) 補助金額について	• • • • • P 12

4. 補助金の手続きについて

1) 申請から交付までの流れ	• • • • • P 13
2) 申請書類の提出について	• • • • • P 15
3) 事業の実施について	• • • • • P 16
4) 実績報告書類の提出について	• • • • • P 17
5) 補助金額の確定について	• • • • • P 18

5. 補助金関係書類の記載例

• • • • • P 19

6. よくある質問

• • • • • P 26

・・・1. 自主防災組織の概要・・・

1. 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自衛意識と連帯感に基づいて結成された組織です。災害による被害を予防し、軽減するための活動を行います。

***自主防災会** ・・・町単位、字単位などで構成されています。

自主防災連合会と区別するため、「単独の自主防災会」と呼ぶこともあります。

***自主防災連合会** ・・・小学校区またはコミュニティ単位で構成された「単独の自主防災会」の集合体です。

大規模な災害が発生した場合に、その被害の拡大を防ぐには、国や自治体が行う対策「公助」だけでは限界があります。市民自身が自らの力で守る「自助」とともに、地域や近隣の人たちが互いに協力し合う「共助」が重要です。

愛西市では、市内全域において自主防災会が結成されており、市内に175あります。
(令和5年3月時点)

2. 日常の活動

① 自主防災訓練

消防署に指導を依頼することも可能です。継続して実施しましょう。

防災訓練の概要(P.6)を参考にしてください。



② 連絡網（災害時用）の整備

各自主防災組織において、災害時の情報伝達に備えて、連絡網を整備しておきましょう。



③ 防災備品の整備と管理

市の補助金を活用し、防災備品の整備をお願いします。自主防災組織育成補助金の概要(P.7~)を参考にしてください。

また、定期的に備品の状態を確認し、いつでも使えるように管理してください。備品の管理においては備品台帳を作成しましょう。備品の管理について(P.11)を参考してください。

④ 避難行動要支援者の支援体制の確認

市から「避難行動要支援者名簿」を受け取り活用してください。

「避難行動要支援者」とは、高齢者や障害者など、災害時に自力では避難ができず、家族等の支援も得られない方のことです。

市や他の団体と連携して、避難支援者や情報伝達の方法、避難場所等を地域において個別に整理する必要があります。

⑤ 防災知識の収集・普及・啓発

いざという時のこと、家庭だけでなく自主防災組織でも話し合いましょう。

市では「自主防災会について」出前講座も実施しています。

自主防災組織として、各個人で取り組むことの出来る防災対策などの情報や知識を地域の方にも共有しましょう。

※市において作成した防災ハンドブックやハザードマップも参考にしてください。



《各個人で取り組むことの出来る防災対策》

➤ 地域の災害危険の把握

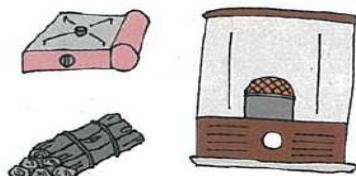
市において作成した防災ハンドブックやハザードマップを活用し、災害に応じた地域の危険箇所を把握しておきましょう。



➤ 家の中の安全対策

火気使用設備器具等の点検をしましょう。家具等の転倒・落下防止のため、家具固定の対策も忘れずに！

点検整備は各家庭で行うべきですが、自主防災組織として「点検の日」を設定して、各家庭で一斉に点検するなどの取り組みも有効です。



➤ ローリングストック

各家庭において普段食べなれた食料を多めに備蓄して補充するローリングストックでの飲食料備蓄を心がけましょう。

各家庭において最低3日間生活できる程度の食料等の備蓄をしてください。

➤ たすかるバック（非常用持ち出し袋）の準備

いつでも持ち出せるよう準備をしておきましょう。

新型コロナウイルス感染症の対策として、マスク、アルコール消毒液、体温計、非常食、常備薬なども各自準備しましょう。

➤ 連絡手段や情報収集の準備

災害が起きた際の、家族等との連絡手段について事前に確認しておきましょう。



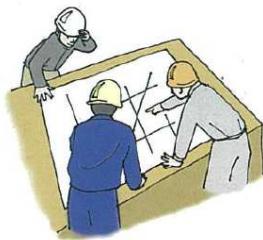
3. 災害発生時の活動

① 情報の収集及び伝達

災害発生時は、災害情報の正確かつ迅速な収集と伝達が不可欠です。

自主防災組織は市からの情報を地域に伝え、地域の状況を市へ伝える役割を果たします。

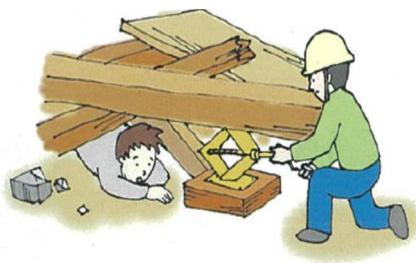
平常時から連絡網を整備し、災害時には地域での情報伝達や市との連絡において活用しましょう。



③ 救出・救護

災害発生直後は、道路の寸断で地域が孤立することなどにより、公共機関による救出救護が期待できない場合もあります。

安全を確認し、自主防災組織を中心に地域で協力し合って救出・救護活動を行いましょう。



⑤ 給食・給水

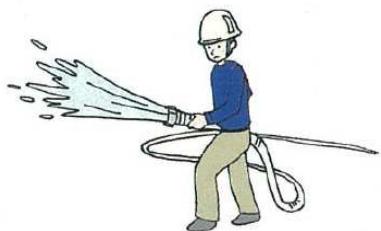
炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害を出さないよう注意する必要があります。



② 出火防止・初期消火

過去の災害においても地震発生時の火災は被害を大きくしてきました。

地震発生時には、出火防止活動と消防機関が到着するまでの間の可能な限りの初期消火活動をすることが求められます。



④ 避難誘導・避難所運営

避難する場所、そこまでの経路を家庭や地域であらかじめ決めておく必要があります。

役員を中心に、自主防災会全体で、逃げ遅れのないよう協力し合いましょう。

避難所において、主体となって運営を行うのは、避難所を利用する地域の人です。

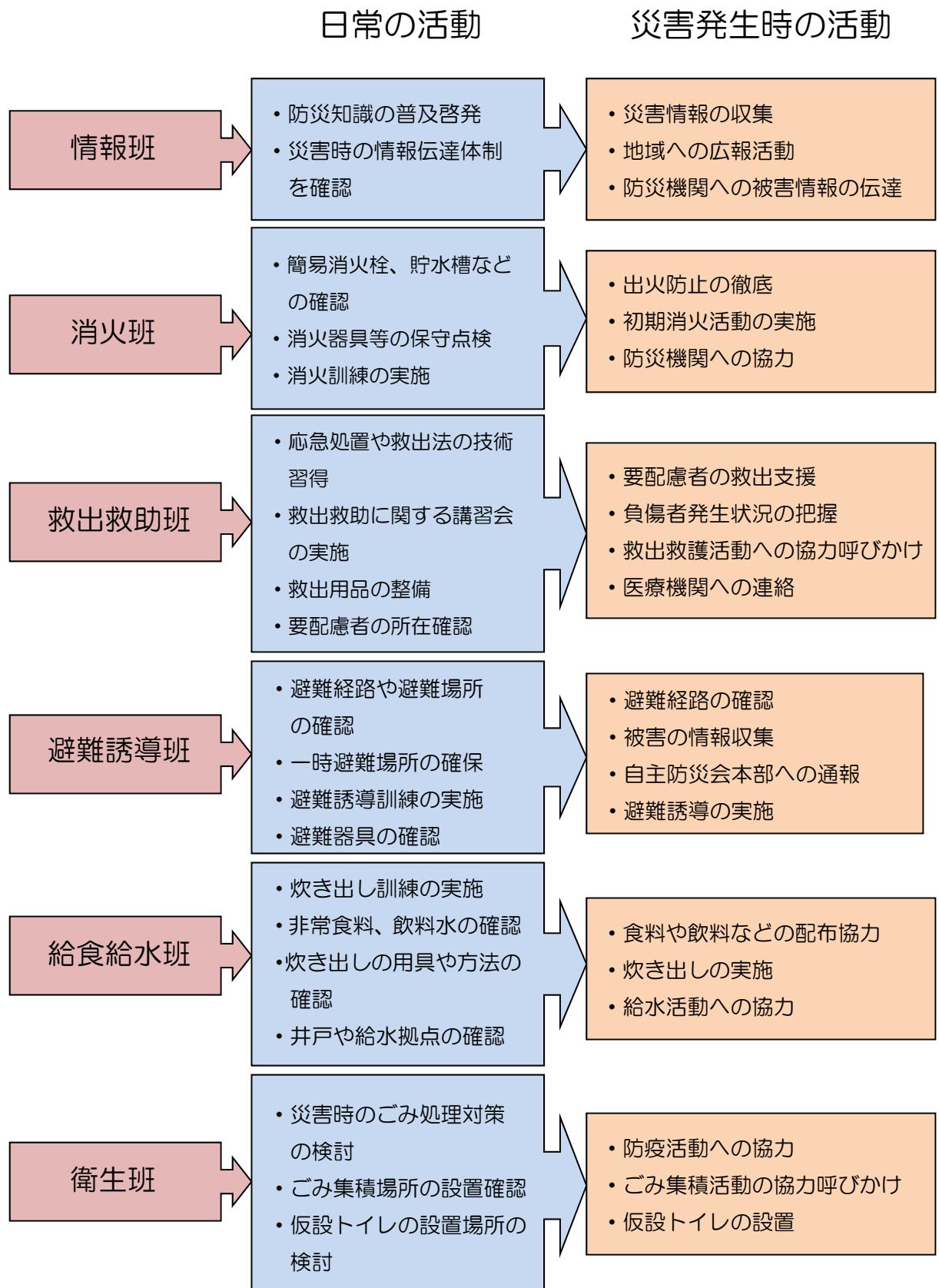


⑥ 安全点検・巡回

災害発生後も地域内を巡回し、地域の状況の把握をしてください。何か異変等がある際には、市災害対策本部へ報告してください。



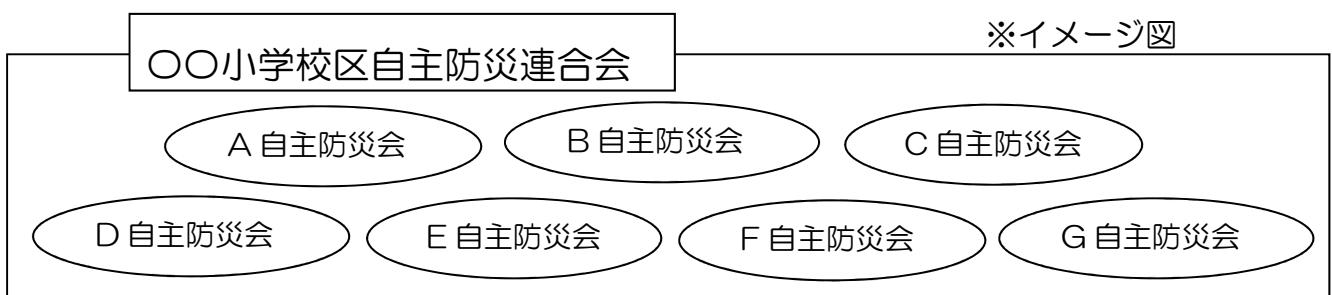
4. 自主防災組織の一例



5. 自主防災連合会とは

自主防災連合会とは、小学校区またはコミュニティ単位で構成された「単独の自主防災会」の集合体です。

東日本大震災などの過去の大きな災害を教訓に、災害時の避難所運営等においては、小学校区やコミュニティ単位での連携が重要視されています。こうした背景から、愛西市においても平成30年度より自主防災連合会の結成を進めております。



*自主防災連合会として活動することのメリット

- ・人材が増え、保有資機材なども豊富になります。
- ・避難所運営時に協力し合う他の自主防災会の方と平常時から交流することができます。
- ・活動の範囲が広がり、広域的に事業を実施することができます。

☆市の補助金については、単独の自主防災会よりも補助メニューが増え、より広い活動ができます。

➡ 地域防災力のさらなる向上へつながります。

*令和4年度において結成された自主防災連合会

- ・令和4年度において、結成された自主防災連合会は次の7つです。

佐屋：市江小学校区自主防災連合会、永和学区自主防災連合会

立田：立田北部小学校区自主防災連合会、立田南部小学校区自主防災連合会

佐織：勝幡学区自主防災連合会、町方地域自主防災連合会、

西川端小学校区自主防災連合会

*自主防災連合会の結成の手続き

連合会長より市へ「自主防災連合会届出書」及び「構成表」を提出し、市から「自主防災連合会届出書の受理書」を受け取ってください。

※連合会結成の手続きは、結成の初年度だけでなく、毎年行う必要があります。

・・・2. 防災訓練の概要・・・



自主防災活動の中心となる防災訓練は、発災時に人の命を救い、災害を拡大させないこ
とにつながる重要な活動です。

正しい知識、技術を習得するために、消防機関等の指導を受けることが有効です。
(愛西市においては、消防本部警備第1～3課にて自主防災訓練職員派遣依頼を受付していますので、申請することで訓練において消防職員の指導を受けることができます。)

*防災訓練の例

【情報収集・伝達訓練】

情報を収集・伝達しやすい単位（自主防災会単位、班単位）で、情報収集・伝達体制をあらかじめ検討する訓練です。地域で起きている状況や新しい情報を各自しっかり確認できるように、日ごろから話し合いましょう。

【消火訓練】

消火用資機材の使用方法や消火技術を学ぶ訓練です。地震災害では火災による被害も生じます。出火防止や初期消火は被害防止のために重要です。



【救出・救護訓練】

AED、はしご、ロープ等の救命救急・救助用資機材の使用方法や負傷者等の応急手当の方法、搬送方法について学ぶ訓練です。消防機関、日赤等が実施する普通救命講習の受講も効果があります。



【避難訓練、避難所運営訓練】

定められた避難所まで迅速かつ安全に避難できるように避難経路や避難所を確認するための訓練、また、避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法を確認する訓練です。発災し避難所を開設する場合に、実際に運営を行うのは「自主防災組織」です。

【給食・給水訓練】

限られた資機材を有効に活用して食料や飲料水を確保する方法、技術を学ぶための訓練です。



防災訓練は、毎年継続して実施しましょう。

・・・3. 自主防災組織育成補助金の概要・・・

1. 目的

市内の自主防災会や自主防災連合会による防災用資機材購入事業等を補助することにより、地域における防災対策、災害対策及び減災対策の環境整備を図るとともに、自主防災会等の良好な運営と活動の活発化、さらには地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とします。

※市の予算の範囲内での補助金交付となります。

2. 補助金を申請できる方

- (1) 自主防災会…自主防災会の会長
- (2) 自主防災連合会…自主防災連合会の会長

3. 補助対象条件

(1) 自主防災会

自主防災訓練を実施することです。

(2) 自主防災連合会

自主防災連合会を組織する自主防災会が一同に、自主防災訓練または防災啓発活動を実施することです。

※「自主防災連合会」に組織された単独の自主防災会は、その連合会が補助金の申請をした場合、単独での補助金申請はできません。

4. 対象となる事業

対象事業の一覧

事業	対象 ※		内容
	単独	連合	
(1) 防災用資機材購入事業	○	○	⚠ 次のページを参照してください。
(2) 防災資機材修繕事業	○	○	防災資機材用物置、小型動力ポンプ、発電機、投光器等の修繕に要する経費 または、救急セットなどの一部物品の詰め替えなど
(3) 備蓄食料等購入事業	✗	○	自主防災連合会が備蓄する非常用食料 ※備蓄食料等購入事業費の補助対象経費上限額は、全体の補助申請額の10分の3までとします。
(4) 防災訓練実施事業	✗	○	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練に使用する消耗品 ・訓練用具（模擬消火装置・訓練用消火器・心肺蘇生訓練用人形など） ・熱中症対策用飲料水・訓練用燃料費 ・炊き出し訓練用材料費（食材、燃料等） ・防災講演会会場使用料、講師謝礼（手土産代を除く）、資料代
(5) 防災連合会運営事業	✗	○	自主防災連合会の運営においてかかる経費。 <ul style="list-style-type: none"> ・会議において使用する消耗品 ・施設使用料 など ※防災連合会運営事業費の補助対象経費上限額は、全体の補助申請額の100分の3までとします。

※単独の自主防災会と、自主防災連合会で、対象となる事業が異なりますのでご注意ください。

★ 炊き出し訓練用の食料については、危機管理課にご相談いただければ、期限が近い市の備蓄食料を提供できる場合があります。



「(1)防災用資機材購入事業」の対象となる物

区分	対象備品
情報収集・伝達用具	携帯用無線機・ハンドマイク・携帯用ラジオ・腕章
初期消火用具	消火器(廃棄費用は新規購入と合わせての申請ならば可)・消火器ボックス・消火栓ボックス・格納器具一式・ホース・バケツ・砂袋・防火衣・ヘルメット
水防用具	救命ボート・救命胴衣・防雨シート・シャベル・ツルハシ・スコップ・ロープ・かけや・くい・土のう袋・かま
救助用具	バール・はしご・大工道具(のこぎり・かなづち等)・スコップ・なた・ジャッキ・ペンチ・ハンマー・ロープ・チェーンソー・エンジンカッター・チェーンロック・斧・一輪車・鉄パイプ・防塵マスク・防塵メガネ・その他救助工具
救護用具	担架・救急セット・テント・毛布・シート・簡易ベット
避難用具	強力ライト・標旗・組立式シャワー・簡易(携帯)トイレ・ロープ・ハンドマイク・警笛
給食・給水用具	炊事用具(炊飯装置・鍋・コンロ等)・給水タンク・ろ水装置・配膳食器セット・ガソリン携行缶
保護用具	ヘルメット・防火衣・手袋・活動服(難燃)・編上靴・雨衣
照明用具	発電機・投光器・強力ライト・コードリール
その他用具	ビニールシート・リヤカー・簡易収納庫・ストーブ・感染症対策物品(マスク、アルコール消毒液、非接触式体温計、使い捨て手袋、フェイスシールド、屋内用避難所テント等)・その他市長が認めるもの 【以下は条件付きのもの】 ★防災倉庫(愛西市役所2階の都市計画課にて、「建築基準法」上、問題がないことを確認したものに限る) ★自転車(ノーパンクタイヤ装備車に限る) ★台車(災害時に使用できるものに限る) ★携帯電話機用充電器(ソーラーパネル式か、手回し充電式のものに限る)

※備品を使用するうえで必要不可欠なものについては、その備品と共に申請する場合であれば対象になります。ただし、単品で購入する場合は、対象外になります。
(例) のこぎり等の替え刃、ガスボンベ 等

※感染症対策物品については、各家庭などに配布せず、災害時用の備蓄品としての備蓄をお願いします。また、災害時にはできるだけ避難所に持ってきてください。

それぞれの対象事業についての注意点



(1) 防災用資機材購入事業について

- ・対象とならないもの
 - ① 消耗品と判断されるもの

例：飛散防止フィルム、乾電池（保存年限の長いエボルタなどは可）、トイレ用の袋や凝固剤（簡易トイレと合わせての申請であれば可、携帯トイレは可）、ガソリン（携行缶のみ可）
 - ② 自主防災以外の用途として使う可能性が高いもの

例：熊手など
- ・購入後は、自主防災会の訓練等で使用していただくようお願いします。

(2) 備蓄食料等購入事業について

- ・自主防災連合会のみ対象です。
- ・「(4) 防災訓練実施事業」として炊き出し用に購入した食料を除いて、備蓄食料として購入した食料は、炊き出しや配布を目的としての使用はできません（使用期限が残り1年未満になったものを除く。）。
- ・使用期限が近くなった食料は、炊き出しや各家庭への配布など、有効活用をお願いいたします。

(3) 防災訓練実施事業について

- ・自主防災連合会のみ対象です。

(4) 防災連合会運営事業について

- ・自主防災連合会のみ対象です。

★ 手数料・送料などについて

「(1)防災用資機材購入事業」にかかる送料・手数料については、申請手続き時に申請書類に計上のあるものが、対象となります。

交付決定後に手数料・送料などを追加申請することはできませんので、手数料・送料などかかる見込みがある場合は、申請手続き時に書類へ記載してください。

5. 備品の管理について

この例を参考に台帳を作成し、購入した備品等の管理をしてください。

購入年度	備品名	備考(商品名等)	個数	保管場所	使用期限	連合
令和元年度	非接触式体温計		5	〇〇自主防災倉庫		
	マスク	50枚入り	10	〇〇自主防災倉庫		
	ブルーシート	10m×10m	10	〇〇自主防災倉庫		
	アルファ米	尾西のわかめごはん50袋/1ケース	1	〇〇自主防災倉庫	2021年3月	
令和2年度						
令和3年度						

※自主防災会として備蓄している資機材等について台帳（様式は任意）を作成し、何が、いくつ、どこに、いつまでの期限で保管されているか把握してください。

※購入した備品は、市の備蓄備品としても計上させていただき、災害時において市が避難所などで使用させていただく場合があります。

※各自主防災会で保管している備蓄品の台帳は、毎年度新しい会長へ引継ぎを行っていただき、期限が短いものは家庭への配布や訓練で活用するなどしてください。

※資機材についてはそれぞれの保管状況に応じて劣化の進み等も異なります。耐用年数にかかわらず物品の状態に応じて管理が必要です。



1年に1度は点検をしていただきますようお願いします。

6. 補助金額について

① 自主防災会

- 構成世帯数100世帯未満 限度額：3万円
- 構成世帯数100世帯以上200世帯未満 限度額：5万円
- 構成世帯数200世帯以上 限度額：7万円

② 自主防災連合会

- 連合構成世帯数1,000世帯未満 限度額：50万円
- 連合構成世帯数1,000世帯以上1,500世帯未満 限度額：70万円
- 連合構成世帯数1,500世帯以上2,500世帯未満 限度額：100万円
- 連合構成世帯数2,500世帯以上 限度額：150万円

★ ①・②のどちらにおいても、事業にかかる金額が限度額に満たない場合は、事業にかかる金額で申請していただくこととなります。

例：限度額3万円・事業にかかる金額2万5千円の場合 ⇒ 申請金額は2万5千円

★ 市の予算の範囲内の補助となります。

※社会福祉課作成の「避難行動要支援者名簿」を活用し、「避難行動要支援者」に関する避難行動訓練を実施した場合は、上記の額に、**単独の自主防災会**の場合は1万円・**自主防災連合会**の場合は10万円を加算します。

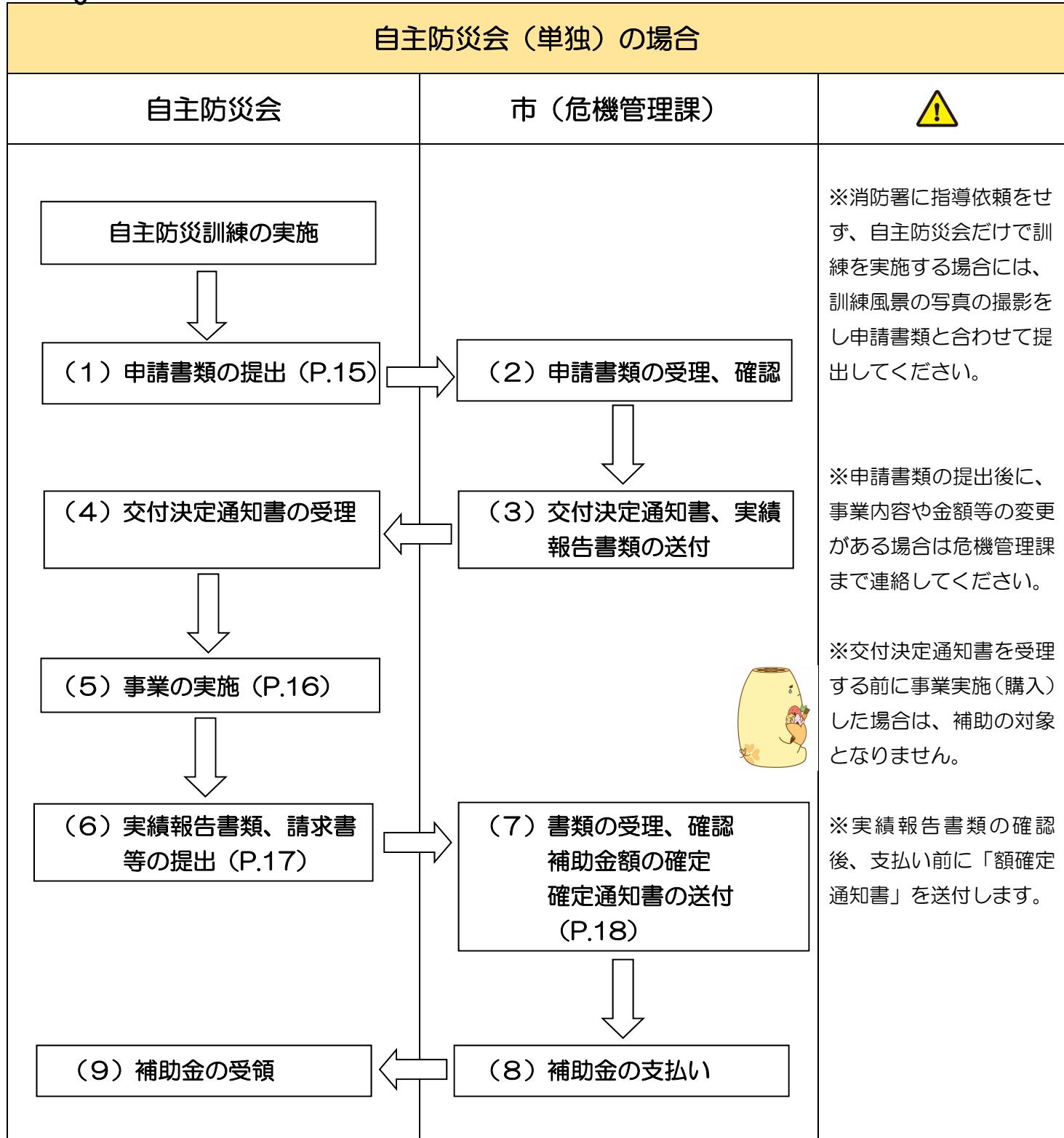


ただし、この場合は、訓練風景の写真(避難行動要支援者の避難行動訓練と分かるもの)の提出をお願いします。

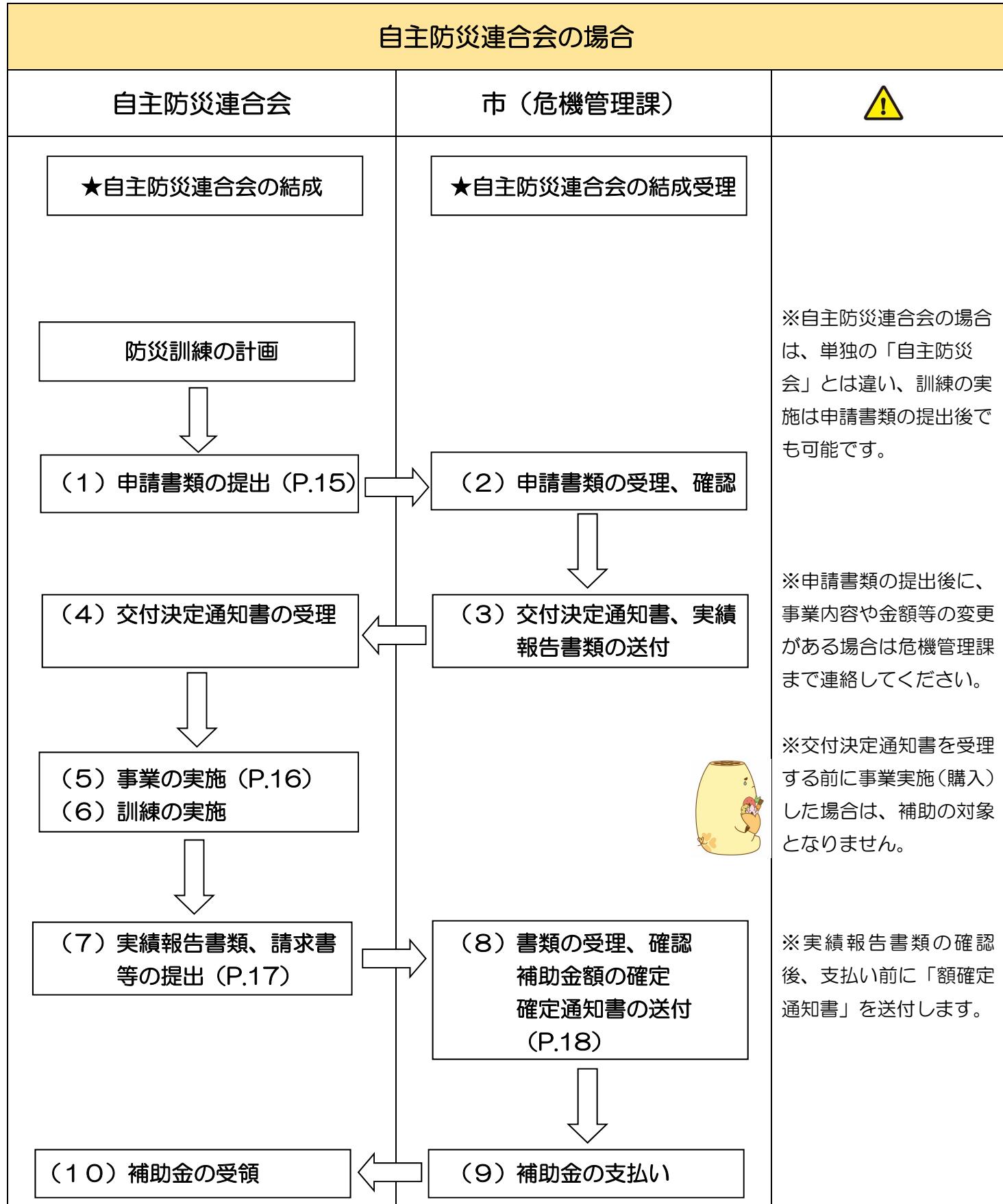
・・・4. 補助金の手続きについて・・・

1. 申請から交付までの流れ

自主防災会（単独）の場合



自主防災連合会の場合



2. 申請書類の提出について

- 必要書類…以下の書類が必要です。

様式 ※P19～P21 参照

- 1) 交付申請書・・・(書類①)
- 2) 事業計画書・・・(書類②)
- 3) 収支予算書・・・(書類③)

添付書類

- 4) 見積書の写し
- 5) 自主防災組織の構成世帯名簿
- 6) 訓練風景の写真 ※
(↓下記の(1)・(2)にあてはまる場合のみ。それ以外の場合は不要)
 { (1)「避難行動要支援者」を含めた訓練を行った場合
 { (2) 消防署に依頼せず、自主防災会だけで訓練を行った場合

※消防署に訓練指導を依頼して訓練を実施した場合は、消防署員が訓練実施の有無を確認します。消防署に依頼していない場合は、訓練風景の写真の提出をお願いします。

※なお、自主防災連合会の場合は、「申請手続き時」ではなく「実績報告手続き」時に写真をご提出いただくことも可能です。

※情報収集・伝達訓練を実施した場合は、「情報収集・伝達訓練実施報告書」及び「連絡網のコピー」の提出をお願いします。

➤ 様式について

申請に必要な様式は、前年度に連合会の構成員となっていない自主防災会については、年度初め(5月ごろ)に自主防災会長へ送付しています。(※自主防災連合会を結成している場合は、自主防災連合会結成の届出をしていただき次第、自主防災連合会長へ送付します。)

送付した様式を紛失された場合は、危機管理課(愛西市役所 北館3階 7番窓口)でお渡しします。様式のデータをメールにて送ることも可能です。

➤ 提出先

企画政策部 危機管理課(愛西市役所 北館3階 7番窓口)または、各支所(立田・八開・佐織)の窓口へ直接提出してください。

見積書の注意点

- 実際に事業を実施する予定の見積書を添付してください。
- 適正な日付が記載されているものを提出してください。
※日付は、申請書類（書類①、②、③）の提出日以前の日付が記載されていることが必要です。
また、申請日が見積書の有効期限内であることをご確認のうえ提出してください。
- 金額と事業内容が記載されているものを提出してください。
※見積書には、「工事名」、「品名」、「単価」、「数量」等、事業内容の詳細が明確に記載されている必要があります。
- インターネットでの購入の際の見積りについては、P.26をご確認ください。
- 提出する見積書は1事業者分でかまいませんが、複数業者から見積もりを取得するなど、事業費の削減に留意してください。

3. 事業の実施について

※事業の実施は、交付決定通知書を受け取った後に行ってください。

事業の変更と中止について

- ・事業内容や金額が変わった、事業を中止することになった場合は、事業を実施する前（購入する前）に、危機管理課までご連絡をお願いします。
➡ 変更申請の手続きが必要になる場合があります。
- ・交付決定後の購入物品の変更は原則できませんが、物品の欠品など、やむを得ない場合もありますので、危機管理課へご相談ください。
- ・交付決定後の補助金の増額はできません。購入物品の増額分は自主防災会の持ち出しとなります。

4. 実績報告書類の提出について

- 必要書類…以下の書類が必要です。

様式 ※P22～P25参照

- 1) 事業完了・実績報告書…(書類④)
- 2) 事業報告書…(書類⑤)
- 3) 事業収支報告書…(書類⑥)
- 4) 領収書の写し

※支出内容の詳細が領収書に記載されていない場合は、納品書など、
詳細が分かるものもご提出をお願いします。

- 5) 請求書…(書類⑦)

※振込先は個人名義ではなく、町内会等名義であることが明確な口座
をお願いします。

- 6) 振込先口座の写し

➤ 様式について

実績報告に必要な様式については、「交付決定通知書」と一緒にお送りします。
送付した様式を紛失された場合は、危機管理課（愛西市役所 北館3階 7番窓口）でお渡しします。様式のデータをメールにて送ることも可能です。

➤ 提出先

企画政策部 危機管理課（愛西市役所 北館3階 7番窓口）または、各支所（立田・八開・佐織）の窓口へ直接提出してください。

領収書 提出時の注意点

➤ 適正な日付が記載されているか

日付は、交付決定通知日以後～実績報告書類提出日以前の日付が記載されていることが必要です。

➤ 支出内容の詳細が分かる書類（納品書等）を添付

領収書に支出内容の詳細が記載されていない場合は、領収書に加えて、事業の詳細（品名・単価・数量等）が記載されており、支出内容が確認できる書類を添付してください。

※領収書の添付が困難な場合は、①支払いをしたことが証明できる書類（ATMでの振り込みの際の用紙など）と、②購入したものの詳細（品名・単価・数量等）が記載されている書類（納品書など）の両方を提出してください。

5. 補助金額の確定について



実績報告書類の受付後、2週間程度で「自主防災組織育成補助金額の確定通知書」を市から送付します。

➡ 確定通知後、1ヶ月程度で市から補助金を振り込みます。

・・・5. 補助金関係書類の記載例・・・

《例…構成世帯数150世帯の場合》

＜申請書類＞

書類①

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）愛西市長

あいさい 防災・防災連合会長 愛西 太郎

自主防災組織育成補助金交付申請書

自主防災組織育成補助金の交付を受けたく下記のとおり申請します。

記

1. 補助金申請額 金**50,000**円

補助金上限（単独）

- 100世帯未満：3万円
- 100世帯から200世帯未満：5万円**
- 200世帯以上：7万円

※事業にかかる経費が上限に満たない場合は、見積書の金額をそのまま記入してください。

2. 補助対象経費

(1) 防災用資機材の購入に係る経費
金**85,000**円

(2) 防災資機材の修繕又は詰め替えに係る経費
金**10,000**円

(3) 防災用備蓄食料の購入に係る経費
金 **10,000**円

(4) 訓練、講習会、研修会その他これらに類する行事の開催に要する経費
金 **10,000**円

3. 添付書類

- 事業計画書
- 事業収支予算書
- 見積書の写し
- 防災会等の構成世帯名簿
- その他

単独自主防災会で申請の場合は記載不要です。
※補助の対象となりません。

書類②

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

すべての見積書の写しを
添付してください。

あいさい 防災会・防災連合会

(1) 防災用資機材の購入計画

品名	数量	保管場所
発電機	1	あいさい防災倉庫
ラジオ	5	あいさい防災倉庫
簡易トイレ	5	あいさい防災倉庫

(2) 防災資機材の修繕又は詰め替えの事業計画

品名	数量	目的
簡易物置	1	鍵の修理
発電機	1	点火不良の修理

(3) 防災用備蓄食料の購入計画

品名	数量	

単独自主防災会で申請の場合は記載不要です。
※補助の対象となりません。

(4) 訓練、講習会、研修会その他これらに類する行事の開催の事業計画

行事名	開催予定日	場所	参加予定人数	内容

書類③

様式第3号（第7条関係）

事業収支予算書

あいさい

防災会・防災連合会

1歳入

(単位：円)

項目	収入額	摘要
自主防災組織育成補助金	50,000円	
地域防災活動費	25,000円	
自治会費	20,000円	
合計	95,000円	

2歳出

(単位：円)

項目	支出額	摘要
防災資機材購入費	85,000円	
防災資機材修繕費	10,000円	
合計	95,000円	

<実績報告書類>

書類④

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

(宛先) 愛西市長

あいさい 防災・防災連合会長 愛西 太郎

自主防災組織育成補助金事業完了・実績報告書

年 月 日付け 第 号で通知を受けた自主防災組織育成補助金の交付決定又は変更交付決定に係る補助対象事業を完了したので、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1. 完了年月日 年 月 日

すべての事業(すべての購入)
が完了した年月日を記入

2. 補助対象事業に要した経費の額

(1) 防災用資機材の購入に係る経費の額

金 85,000円

購入金額の全額を記入
(領収書に記載の金額)

(2) 防災資機材の修繕又は詰め替えに係る経費の額

金 10,000円

(3) 防災会の防災用備蓄食料の購入に係る経費の額

金 円

(4) 訓練、講習会、研修会その他これらに類する行事の開催に要する経費の額

金 円

3. 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 事業収支報告書

(3) 領収書の写し又は支払いを証する書類

(4) その他

単独自主防災会で申請の場合
は記載不要です。
※補助の対象となりません。

書類⑤

様式第8号（第10条関係）

事業報告書

すべての領収書の写し
を添付してください。

あいさい 防災・防災連合会

(1) 防災用資機材の購入実績

品名	数量	保管場所
発電機	1	あいさい防災倉庫
ラジオ	5	あいさい防災倉庫
簡易トイレ	5	あいさい防災倉庫

(2) 防災資機材の修繕又は詰め替えの事業実績

品名	数量	目的
簡易物置	1	鍵の修理
発電機	1	点火不良の修理

(3) 防災用備蓄食料の購入実績

品名	数量	保管場所

単独自主防災会で申請の場合は記載不要です。
※補助の対象となりません。

(4) 訓練、講習会、研修会その他これらに類する行事の開催の事業実績

行事名	開催予定日	場所	参加予定人数	内容

書類⑥

様式第9号（第10条関係）

事業収支報告書

あいさい 防災・防災連合会

1歳入

(単位：円)

項目	収入額	摘要
自主防災組織育成補助金	50,000 円	
地域防災活動費	25,000 円	
自治会費	20,000 円	
合計	※① 95,000 円	

2歳出

(単位：円)

項目	支出額	摘要
防災資機材購入費	45,000 円	
防災資機材修繕費	10,000 円	
合計	※② 95,000 円	

※「歳入の合計」と「歳出の合計」(※①と※②)が一致するようにご記入ください
いますようお願いします。

書類⑦

様式第11号（第12条関係）

年 月 日

(宛先) 愛西市長

あいさい 防災・防災連合会長 愛西 太郎

自主防災組織育成補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号 で確定通知のありました件について、交付されたく請求します。

なお請求金額については、下記口座に振り込んでください。

金_____円

必ず危機管理課に確認
のうえご記入ください。

記

フリガナ	アイシイジシユボウサカイカ仔ヨウ アサイタウ
口座名義人	あいさい自主防災会 会長 愛西太郎
金融機関名	愛西 銀行 信用金庫 愛西支店 農協
預金種目	普通・当座
口座番号	1234567

- ※ 振込先は個人名義ではなく、町内会等名義であることが明確な口座をお願いします。
 - ※ 「通帳の写し」を添付していただきますようお願いいたします。
①口座名義（フリガナが印字してある個所）
②口座番号
③銀行・支店名が確認できるページの「写し」としてください。

振込先の確認を行うために必要です
ので、ご提出お願いします。

・・・6. よくある質問・・・



Q1 インターネットでの備品などの購入は可能ですか。

A1 インターネットは短期間で価格が変動することが多く、また、防災用備品に関しては、購入後の取り扱い方法等の相談がしにくくなるため、できるだけ避けていただくようお願いします。
交付決定後の補助金の増額はできませんので、交付決定後に価格変動があり、購入価格の増額があった場合、増額分は自主防災会の負担となります。

Q2 インターネットで購入予定のため、見積書が取得できない場合はどうすればいいですか。

A2 物品名と金額が記載された画面を印刷したものをお提出ください。

Q3 領収書が取得できない場合はどうすればいいですか。

A3 ①支払いをしたことが証明できる書類(ATMでの振り込みの際の用紙など)と、②購入したものの詳細(品名・単価・数量等)が記載されている書類(納品書など)の両方をお提出ください。

Q4 今年度分と次年度分を合わせて補助金を使うことはできますか?

A4 できません。補助金による事業は必ず1年度ごとに実施してください。

Q5 一度申請手続きをした事業を実施しない場合は、どうすればよいですか。

A5 実施しない場合は、危機管理課までご連絡をお願いします。

Q6 自主防災会とはどのような単位ですか。

A6 次の175の自主防災会があります。

① 佐屋地区

	自主防災会名
佐屋町	佐屋A組
	佐屋B組
	佐屋C組
	佐屋D組
	佐屋E組
須依町	須依第1ブロック
	須依第2ブロック
	須依第3ブロック
	須依第4ブロック
	須依第5ブロック
	須依第6ブロックA
	須依第6ブロックB
	須依第6ブロックC
	スペリア佐屋
内佐屋町	内佐屋第1
	内佐屋第2
柚木町	
北一色町	北一色佐屋団地
	北一色北本郷
	北一色新本郷
	北一色堤・新堤
	北一色中村団地
	北一色ナショナル団地
	北一色昭和団地
	北一色新河原
	日置西部
日置町	日置東部
	日置北部
	日置中部
	稻葉本郷
稻葉町	稻葉米野
	甘村井町
金棒町	
落合町	

② 立田地区

	自主防災会名
西保町	西保上之切
	西保中之切
	西保下平
	西保下平団地
	西保中村団地
	西保名探団地
	名神西保団地
東保町	
西條町	
東條町	
本部田町	
大井町	大井神田
	大井同所
	大井中之切
	大井中目安
	大井大目安
	大井国鉄団地
	永和台東部
	永和台西部
	永和台南部
永和台北部	
大野町	大野郷裏・郷前
	大野郷西・茶木
	大野未
	大野山
	大野富吉台第1
	大野富吉台第2
鰐江町	鰐江東部
	鰐江中部
	鰐江西部
	善太新田町
善太新田町	善太東部
	善太西部
立田町	早尾上
	早尾下
	南川並第一
	南川並第二
	枝郷
	葛木町
	戸倉町
	新右エ門新田町
	下一色町
	四会町
山路町	宮地町
	石田町
後江町	
雀ヶ森町	
山路町	山路
	ナビタウン立田
森川町	上古川
	下古川
	大森
	百石山団地
森川梶島	
小茂井町	
三和町	北条大成
	田尻
立田町	小家
	富安
	松田
	東船頭平
	福原
	福原新田町

③八開地区

自主防災会名	
上東川町	
下東川町	
鵜多須町	
二子町	小判山
	上丸島
	丸島
	新田
	定納
川北町	
藤ヶ瀬町	
給父町	
高畠町	
江西町	
元赤目町	
赤目町	西赤目
	東赤目
立石町	
下大牧町	
塩田町	

④佐織地区

自主防災会名	
諸桑町	諸桑第一
	諸桑第二
	諸桑団地
南河田町	
北河田町	
小津町	小津
	西八幡団地
	諏訪第一
諏訪町	諏訪第二
	諏訪第三
	根高第一
根高町	根高第二
	持中町
見越町	
町方町	五軒家第一
	五軒家第二
	北堤外
	南堤外
	新西馬
	十二城
	藤浪団地
	東藤浪
	松川
	佐織台
	彦作
	足立川
	西佐屋川
	道東
草平町	堤下
	中切
	池西
	新開
	草平台
	草平団地
	古瀬町
千引町	
佐折町	

Q7 自主防災連合会とはどのような単位ですか。

A7 令和4年度、結成の届出をいただいた自主防災連合会は次の7つです。

地区名	自主防災連合会名
佐屋地区	市江小学校区自主防災連合会、永和学区自主防災連合会
立田地区	立田北部小学校区自主防災連合会、立田南部小学校区自主防災連合会
八開地区	なし
佐織地区	勝幡学区自主防災連合会、町方地域自主防災連合会、西川端小学校区自主防災連合会

Q8 事業を実施したいのですが、いつ申請手続きを行えばよいですか。

A8 防災訓練を実施した後に申請手続きを行ってください。ただし、自主防災連合会は、訓練を実施する前でもかまいません。

また、申請から交付決定通知書の送付までは時間がかかります。また、事業の実施は、交付決定通知書を受領してから行いますので、余裕をもって手続きを行ってください。

Q9 事業が完了したのですが、いつまでに実績報告手続きを行えばよいですか。

A9 事業終了後速やかに実績報告手続きを行ってください。ただし、実績報告は3月初旬までに終了するよう手続きをしてください。

なお、補助金については、金額の確定通知後から1ヶ月程度で支払います。

Q10 交付決定前に事業着手してしまいましたが、助成の対象になりますか。

A10 交付決定前に事業を実施した場合は、補助の対象外になります。事業の実施については、必ず最初に補助金の交付申請をし、その後、市から送付されてくる交付決定通知書を受領してから行ってください。

Q11 補助金の交付は原則、事業完了後そのため、資金不足等でこの補助制度の活用が困難な場合は、どうしたら良いですか。

A11 確約書をご提出いただければ、事業実施前に交付することが可能です。危機管理課へご連絡ください。

Q12 事業が完了すれば、関係書類は必要ありませんか。

A12 交付を受けた事業については、必要に応じて監査を実施しますので、関係する書類は整理したうえで5年程度保管しておいてください。なお、必要に応じ次の会長へ引き継いでいただきますようお願いします。



何かご不明な点がございましたら、お気軽に
危機管理課までお問い合わせください。

愛西市自主防災組織マニュアル

発行：企画政策部 危機管理課 （愛西市役所 北館3階 7番窓口）

住所：〒496-8555 愛知県愛西市稻葉町米野 308 番地

電話：(0567) 55-7130（直通） FAX：(0567) 26-5516

メール：kikikanri@cityaisai.lg.jp

令和5年4月発行